

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定め、もって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬 公社が職務遂行の対価として支払うものをいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 常勤役員に対しては、別表第1に定める年度報酬額の範囲内で、理事会の決議により定める額を報酬として支給する。ただし、公社の「職員の給与に関する規程」に基づき給与の支給を受ける役員には、支給しない。

2 評議員及び非常勤役員に対しては、評議員会、理事会、その他の必要な会議等への出席1回ごとに別表第2に定める定額を報酬として支給する。ただし、報酬を辞退する者については、支給しないことができる。

(常勤役員の報酬の支払日及び支払の方法等)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月支給するものとし、支給日、支給の方法、控除する金額及びその他については、この規程に定めるもののほか、公社の「職員の給与に関する規程」の例による。

(日割計算による報酬の額)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支払う。

2 常勤役員が退職、解任又は死亡したときは、その日まで報酬を支払う。

- 3 前2項の規定による報酬を支払う場合であって、月の初日から支払うとき以外のとき、又はその月の末日まで支払うとき以外のときは、その報酬の額をその月の現日数から勤務を要しない日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(通勤手当等)

第6条 常勤役員には、第3条第1項に定める報酬のほか、通勤手当を支給するものとし、その額、支払日及び支払の方法等については、公社の「職員の給与に関する規程」中の通勤手当に関する規定を準用する。

- 2 役員が旅行する場合における旅費については、公社の「旅費支給規程」に定めるところによる。また、評議員についても役員と同様とする。

(費用)

第7条 役員及び評議員には、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。また、前払いを要するものについてはこれを前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第8条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更又は廃止)

第9条 この規程を変更し、又は廃止するときは、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「役員の報酬等に関する規程（昭和54年8月1日）」は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項関係)

常勤役員の年度報酬額

	役職	年度報酬額の範囲(1人あたり)
常勤役員の勤務形態に応じた報酬等	理事長	15,000,000円
	常務理事	14,000,000円
報酬等の額の算定方法	報酬は、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)及び同条例の改正の動向等を踏まえ、算定する。	

別表第2 (第3条第2項関係)

評議員及び非常勤役員の1人あたりの1回の会議等の出席に対する報酬の額並びに年度総額

	役職		1人1回の報酬額	毎年度の総額
評議員及び非常勤役員の勤務形態に応じた報酬等	評議員		15,000円	830,000円
	非常勤役員	理事	15,000円	840,000円
		監事	15,000円	210,000円